

名古屋駅西側エリア（リニア開業時の姿）デザイン検討業務委託に係る公募型プロポーザル質問回答

※貸与資料にかかわる質問は、プロポーザル参加表明書と守秘義務にかかる誓約書を提出した方に対して回答しております。

質問対象	質問事項	回答
説明書	設計チームについて、「デザイナー、意匠、構造及び設備の各担当者」と記載ありますが、照明デザイナーやランドスケープデザイナーなどその他の担当技術者・協力事務所をチームに配置することは妨げるものではないと考えてよろしいのでしょうか。 追加する場合、様式7、様式8を人数分追加する形で配置してよろしいのでしょうか。 また、その他の担当技術者・協力事務所は「18.その他(4)、(15)」に記載されている構造及び設備担当技術者と同様であると考えてよろしいのでしょうか。	妨げるものではありません。 追加する場合は、様式7に記載するのみとし、様式8については、追加しないでください。 また、その他の担当者の取り扱いについては、ご理解のとおりです。
説明書	代表者はデザイナーと意匠技術担当者の2名がなれるのか。	代表者はデザイナーと意匠技術担当者のどちらでもなれますが、デザイナーと意匠担当技術者のどちらか一方のみが代表者となってください。
説明書	管理技術者は、意匠担当技術者またはデザイナーと兼務可能ですか。	兼務可能です。 その場合、意匠担当技術者が所属する団体等が、本プロポーザルの代表者となります。
説明書	「複数の法人その他の団体又は個人で構成される設計チームで応募する場合は、デザイナー又は意匠担当技術者が所属する団体又は個人を「代表者」とし、」とありますが、デザイナー又は意匠担当技術者が複数の企業に所属する場合、その内一社を「代表者」とし、その他の企業は「協力会社等」としてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
説明書	今回の業務は代表者で行うのか、チームとして行うのかどちらかなのか。	委託業務の契約締結先は代表者としますが、業務を遂行する際は設計チームで対応していただくことになります。
説明書	本プロポーザル業務は「リニア中央新幹線開業後の重層的な整備までの暫定的な整備」であるとのことですが、本業務で整備する箇所や新設する建築物等は、2027年に予定されているリニア中央新幹線開業に併せ例外なく全面的に解体されるという認識でよろしいですか。 なお、その解体の時期はいつごろになりますか。	平面レベルの整備については、暫定的な整備となるため、重層的に整備される際には全面的に再整備（解体・撤去）されることを前提としてください。 なお、供用期間については、前提条件表をご覧ください。
説明書	(2)イにて広場のアクティビティを提案できることとなっておりますが、マルシェ等、商業イベントの想定は可能でしょうか。	可能とします。
説明書	広場でのアクティビティですが、既に想定しているイベントがあれば教えていただけますでしょうか。	特定のイベントを想定しておりません。
説明書	守秘義務に関する契約書(様式2)の提出期間を教えてください。	7月9日の参加表明書の受付期限までとさせていただきます。

質問対象	質問事項	回答
説明書	守秘義務に関する契約書(様式 2)の提出方法を教えてください。	持参、又は郵送・宅配でご提出ください。
説明書	「平面レベルの限られた空間の中で機能確保を行う」とのことですが、ここでの平面レベルとは、具体的にどの程度の構造物の設計を想定されていますか。 屋根・庇・日除けといった構造物や、レベル差のあるデッキテラス等の建築は想定されていますか。	平面レベルの整備は、地上部分の整備という意味を指します。そのため、屋根や庇などの建築についての提案を否定するものではありません。
説明書	平面レベルでの整備とは段差はつけてはいけない、高さ制限があるということか。重層的な整備とは 2 階建てや 3 階建ての建物が建つイメージか。	重層的な整備とはリニア開業後の目指す姿として、駅前広場と建築物との一体的な空間を活用し、地下から上空までの立体的な整備を掲げているものです。一方、地下から上空まで整備するのは時間を要するため、リニア開業時の姿は地上という意味での平面レベルの整備を今回のプロポーザルの対象としております。そのため、段差がないという意味ではなく、地表面レベルでの検討とご理解いただければと思います。
説明書	高さについても制約はないか。構築物が 10m でも特に問題はないか。	提案として制約されるものではないと考えます。
説明書	資料を貸与いただける時期としては「守秘義務に関する誓約書(様式 2)を提出した後」ないし「検討に必要な図面及び前提条件表は参加表明書提出後」との記載がありますが、これら貸与品の内容に関する質疑をする機会がありますでしょうか。	貸与品の内容に関する質疑も含め、6月18日に質問の期日としております。なお、貸与資料に対する質問・回答は非公表のため、参加表明者に対してのみ、貸与資料に対する質問・回答を後日送付します。
説明書	貸与資料は必要書類を提出すれば、参加表明書提出期限を待たずに貸与されるのか。	ご理解のとおりです。
説明書	業務実績を証明できるものとして TECRIS 書類又は契約書等、及び仕様書等を添付することですが、契約書のなかに業務内容が記載されている場合、契約書の写しのみの提出としてもよろしいでしょうか。 協力企業として下請けで受けた業務については、契約相手が発注機関とは異なるものがありますが、その場合でも認められますか。	様式 6 の実績については、契約書の写しのみで結構です。ただし、様式 8 の実績については、担当技術者個人の実績となるため、当該担当者が実績業務に携わっていたことを証明できるものがが必要です。 なお、デザイナー及び意匠担当技術者については、元請けの実績のみを記載してください。構造及び設備担当技術者については、下請けとしての実績の記載も可とします。
説明書	登記事項証明書は設計チームとなる協力会社も提出の対象でしょうか。	協力会社は不要です。
説明書	説明会での情報提供内容(配布資料・議事録等)を共有していただくことはできませんでしょうか。	事前説明会で使用した資料については、市公式ウェブサイトに掲載します。 https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000142117.html

質問対象	質問事項	回答
説明書	「様式 6～9 に記載されている事業者名等は黒塗りで抹消」とのことですが、技術者の氏名も抹消するということでしょうか。それとも氏名のみ残し、社名・企業名・団体名に当たる部分のみ抹消するということでしょうか。	技術者の氏名も抹消してください。また、提案者が推察される部分についても抹消の対象とします。
説明書	ヒアリング審査の際の発表者は、登録したどの担当技術者でも問題ないか。	問題ございません。
説明書	設計チームは今後、施工までかわるとのことだが、基本設計・実施設計の条件は？	基本設計は今年度の業務となり、本プロポーザルの最優秀提案者と契約を締結し、業務を実施していただくこととなります。来年度以降は、今年度の履行実績が良好なこと、議会において予算が議決された場合に、随意契約することを想定しております。 なお、随意契約の対象は、R4 年度以降に実施することを想定している、実施設計業務及び工事監理業務となります。
説明書	実施設計の実施期間は。	実施設計については、R4 年度に実施する予定です。
説明書	18.その他(5)に記載の本プロポーザルに参加を希望する者・・・にある内容について、設計チームの「代表者」の競争入札参加資格を求めており、協力事務所には本市の競争入札参加資格は求めないと考えてよろしいでしょうか。	本プロポーザルに参加するにあたり、複数の団体等で設計チームを組む場合、「代表者」には競争入札参加資格を求めておりますが、「協力会社等」には求めておりません。
説明書	本プロポーザル業務の実施に係る工事費は現時点では予算化されていないという認識でよろしいですか。また、工事費の上限額は定められていますか。	工事費については、現時点で予算化されておりません。 工事費の上限については、前提条件をご覧ください。
様式 3	複数の法人で構成される設計チームで応募する場合、任意の「〇〇・〇〇設計共同体」のような設計チーム名にて応募したいが、設計チーム名は様式 3-1「企画提案書」の「申請者」・「名称」欄に記載すればよいか。また、様式 3-2 にそれぞれの構成を記載すればよいか。	設計共同体（JV）として応募することも可能としますが、その場合は、様式右上の[所在地]に代表者の所在地、[団体名]に設計共同体の名称、[代表者等職氏名]に代表者の法人その他の団体又は個人の名称、代表者の氏名をご記入ください。また、表の申請者の欄、[名称]は設計共同体の名称、[所在地]は代表者の所在地、[代表者の氏名・職名]は代表者の氏名・職名、[備考]に代表者の法人その他の団体又は個人の名称をご記入ください。 なお、設計共同体として応募する場合は、設計共同体の構成員の一覧を添付していただく必要があります。一覧の参考様式を以下のページに掲載しますので、参考としてご活用ください。 https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000142117.html なお、様式 3-2 については、設計チームのうち、代表者以外の法人その他の団体又は個人を記載してください。（設計共同体の構成員のうち代表者でない法人その他の団体又は個人、その他の協力会社等を記載ください。） ※令和 3 年 7 月 14 日修正

質問対象	質問事項	回答
様式 4	名古屋市内に拠点があることは、応募に際しての必須要件でしょうか。拠点が無い場合、空欄としてもよろしいでしょうか。	必須条件ではなく、拠点が無い場合は空欄としてください。
様式 6	業務実績は過去の職場のものでもよいか。	過去、別の法人等に所属していた際の実績も認められます。ただし、当該業務に携わっていたことを証明できるものが必要です。
様式 6	様式 6 は過去に働いていた担当者の業務でもよいか。	様式 6 については、代表者の団体としての実績を記載するため、過去に働いていた担当者の実績も記載可とします。ただし、当該業務の実績を証明できるものが必要です。
様式 6	チームの一員として再委託する協力会社の実績も含めて記載するのでしょうか。	様式 6 については、代表者の実績のみ記載してください。 協力会社等の実績については、様式 8 で各担当技術者個人の実績としてご記入ください。
様式 6	評価基準で遂行能力を評価されるが、ランドスケープの担当者も含めた場合等、様式 6 で判断されるのか。	様式 7 の業務実施体制により評価することとなります。
別添 2	過去 15 年間の業務実績は、元請けではなく協力事務所等として業務を行った実績も該当しますでしょうか。	様式 6 の実績については、元請けの実績のみ記載してください。
別添 2	過去 15 年間の業務実績は、サイン計画等のみを行った実績も該当しますでしょうか。	サイン計画のみの場合は非該当とします。
別添 2	過去 15 年間の業務実績は、基本計画や基本設計のみ行った実績も該当しますでしょうか。	基本計画のみの場合は非該当とします。
別添 2	様式 6 に記載する類似業務実績は、デザイナーと代表者が異なる場合は、デザイナーと代表者それぞれの業務実績を明記してもよろしいでしょうか。 また、デザイナー・代表者が個人の場合は、それぞれの個人の業績または所属する事務所の業績を明記してもよろしいでしょうか。	様式 6 については、代表者の実績のみ記載してください。 また、様式 6 の実績については代表者の団体としての実績を記載していただきますが、様式 8 については、各担当技術者個人の実績を記載していただくこととなります。
様式 6, 8	様式 6 - 業務概要、様式 8- 担当業務における実績等 の欄には実績を説明するために図や写真などを用いても宜しいでしょうか。 図や写真などの利用が可能な場合、様式 6 の業務概要の欄を拡大して、1 物件につき 1 枚とするなど枚数を増やしても宜しいでしょうか。	図や写真等を用いることを認めます。 様式 6 は 1 業務につき 1 枚まで、様式 8 は各技術者につき 2 枚までとします。様式 8 については「⑦担当業務における実績等（アピール欄）」の欄を大きくし、記入してください。
別添 2	意匠、構造、設備以外の分野の技術者を追加する場合、様式 7 の枚数を増やして記入してよろしいでしょうか。また、管理技術者についての記載がありますが、説明書 P3.3. 参加資格(9)より、デザイナー・意匠担当技術者とは別に管理技術者を配置することが必須であり、様式 7 に記入するものと考えてよろしいでしょうか。	様式 8 はデザイナー・意匠・構造・設備担当技術者の方のみ作成ください。 上記担当分野以外の技術者を配置する場合は様式 7 に 1 枚で記載ください。また、管理技術者は様式 7 に記入ください。

質問対象	質問事項	回答
様式 7,8	<p>本業務を行う設計チームとして、説明書に記載のある「意匠・設備・構造担当技術者」以外に、サインデザイナーや照明デザイナー等を入れようと考えています。</p> <p>様式-7「業務実施体制」にはチームの体制としてサイン・照明のデザイナー等を記載しようと考えているのですが、様式-8「デザイナー・技術者の資格・実務経験」については提出が必要でしょうか。</p>	<p>様式 8 の提出は必要ございません。</p>
様式 8	<p>前職で携わった業務も認められますか。</p> <p>また、前職の業務のため契約書等の写しの提出が困難である際は、他の提出物で替えることはできませんか。</p>	<p>過去、別の法人等に所属していた際の実績も認められます。</p> <p>また、契約書以外でも、その業務に携わっていることが証明できるもので代替可能です。</p>
様式 8	<p>「意匠担当技術者」と「デザイナー」は兼務且つ連名として記載可能か。</p> <p>(例) 意匠担当技術者・デザイナー：A氏・B氏</p>	<p>兼務かつ連名は可能です。</p>
様式 8	<p>記載する「氏名」は旧姓で記載してもいいか。建築士免許には旧姓も登録済みです。</p>	<p>旧姓で記載していただいて構いません。</p>
別添 2	<p>「様式 5～8 は可能な限り事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと」とありますが、当該様式の中では「団体名」「所属」等の記入が求められております。どのようなお考えでしょうか。また、様式 9 企画提案書については、事業者名が特定できる表現も可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「様式 5～8」ではなく、「様式 6～9」の誤りです。公告資料を修正させていただきます。</p> <p>従いまして、様式 9 の企画提案書についても、事業者名が特定できないような表現としてください。</p>
別添 2	<p>文字サイズは「10 ポイント以上」とのことですが、図表内の文字や注記、キャプション等もこれに当てはまりますか。</p>	<p>デザインコンセプトや考え方等は 10 ポイント以上、図中のキャプション等は読めるフォントサイズでの記載をお願いいたします。</p>
別添 2	<p>副本に記載の社名などは黒塗りで抹消と記載されていますが、正本には設計チームの構成や体制を提案するにあたり、企業名や実績を記載して良いと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
別添 2	<p>提案範囲内に「ターミナルスクエア 5」がありますが、どのような機能を想定されておりますでしょうか。</p>	<p>「ターミナルスクエア」とは、乗換先など各方面が一目で見渡せ、上下移動も円滑にでき、案内機能も備えた乗換空間として、地上レベルを基準に、駅前広場の主要な乗換動線が交差する箇所に設けるものです。</p> <p>なお、ターミナルスクエア 5 は、東海道新幹線（リニア中央新幹線）、地下鉄桜通線、あおなみ線及び地下駐車場（地下街）をつなぐ乗換空間となります。</p>

質問対象	質問事項	回答
別添 2	「③タクシースペースの改善」の具体的な改善方法について御教示ください。貸与資料に明示されているのであれば、貸与資料で確認させていただきます。	貸与資料でご確認ください。
別添 2	地下鉄への出入口の構築物に対しても提案対象とすることは可能でしょうか。	前提条件表をご覧ください。
別添 2	<p>今回の提案の範囲は様式 9 の次ページ図に赤点線で示された範囲と理解致しました。駅前広場のデザインおよびデザインコンセプトの立案に関して、南側のタクシースペース、及び北側の高速バス乗降場（仮設）との一体的考え方が重要と考えます。</p> <p>今回の検討範囲として、タクシースペース及び、高速バス乗降場を除外された理由をお聞かせ下さい。</p>	<p>名古屋駅西側駅前広場の再整備において、リニア中央新幹線開業時を目指して、早期にリニア効果が発現できるように必要な交通結節機能の確保と空間形成を行います。</p> <p>本プロポーザルはこれまで検討してきた施設配置を前提とし、リニア中央新幹線の玄関口にふさわしい開放性の高い広場を含む空間のデザイン計画の作成を行う設計チームを選定するため、「まちへの動線確保」「顔となる広場の整備」に絞った提案範囲としました</p>
別添 2	<p>様式 9 に続く図中、椿町線沿いに観光バス乗降場、椿町線を挟んで東西に※ 1（S R T の乗降・待合空間の検討カ所）が示され、検討範囲の図下、注 4 で「新たな路面公共交通システム（S R T）」と整合を図る。とあり、駅前広場として公共交通との接続、まちとの繋がりが重要と考えます。</p> <p>リニア中央新幹線開業までに S R T が供用されているものと考えて宜しいか。その際、駅前広場デザインに係わるであろう具体的事項（車両規格や乗降場の機能等）についてご教示下さい。</p>	<p>新たな路面公共交通システム（S R T）は、リニア中央新幹線開業時に S R T の導入効果を最大限に発揮することを目指し、課題解決に必要な検証を行いながら段階的に導入を推進しており、本プロポーザルにおいては、S R T が供用されているものとして、企画提案をお願いします。</p> <p>また、車両や乗降・待合空間等、具体的事項については、平成 3 1 年 1 月に策定した「S R T 構想」及び、参考資料 5 「名古屋駅周辺まちづくりの現在の状況」p 2 8 の「新たな路面公共交通システム（S R T）の検討」をご覧ください。</p>
別添 2	駅前広場の北側におけるリニア中央新幹線名古屋駅新設工事に伴う復旧工事等の計画について、どのように復旧するかご提示いただけますでしょうか。	復旧工事については、未定です。
別添 2	<p>参加表明時に入札参加資格を有していなかったため、新規で入札参加資格審査申請をさせていただきます。</p> <p>企画提案書提出時までに認定された場合は、決算書類・納税証明書の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
別添 2	個人事業主の場合、「登記事項証明書等」は不要と考えてよろしいでしょうか。もしくは住民票を置く自治体の「身分証明書」等が必要ですか。	登記事項証明書等は、個人の場合は不要ですが、個人を特定できる納税証明書等を添付してください。
別添 2	<p>フラットファイルのサイズをご教示ください。</p> <p>A3 ヨコ綴じ、A4 タテ綴じ（A3 の企画提案書は折り込み）、どちらでしょうか。</p>	A4 タテ綴じ（A3 の企画提案書は折り込み）としてください。

質問対象	質問事項	回答
別添 5	別添 5 資料の注意書きに、「新たな路面公共交通システム(SRT)」と整合を図る」と記載がございますが、SRT の乗降・待合空間は別添 5 資料の※1 の位置に来るのでしょうか。その場合、SRT の乗降・待合空間としてシェルター（庇）等の新規提案をしてもよろしいのでしょうか。	SRT の走行ルートは検討段階であり、別添 5 に図示している SRT の乗降・待合空間の検討箇所（3 か所）は名古屋駅の西側が走行ルートに含まれた場合に想定している箇所となります。検討にあたっては図示している位置を前提としてください。提案にあたっては、原則として提案範囲内のみとしています。周囲との関係性等を表現する上で提案範囲外の提案をすることはかまいません。
別添 5	高速バス乗降場（仮設）は、資料「名古屋駅周辺まちづくりの現在の状況」p14 のスケジュールに記載の通り、令和 10 年度以降の「西側エリアの目指す姿」工事の際に一緒に再整備されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
別添 5	「高速バス待合等・交番についてはリニア開業時に移設（予定）し、移設方法等は「西側エリアの目指す姿」と整合を図る」とありますが、高速バス待合等・交番は提案範囲以外の別の場所に移設（予定）であり、当該建物を撤去した後の姿を提案すれば良いのでしょうか。提案範囲内に移設（予定）の場合は、その移設場所も含めて提案すれば良いのでしょうか？	高速バス待合等・交番については、リニア開業時に提案範囲外に移設される予定となっております。本プロポーザルの提案にあたっては、高速バス待合等・交番は提案範囲外に移設（予定）され、広場空間となることを前提としてください。
別添 5	バス待合所や交番の近くにある地下への階段は移設してもよいのか。	地下街や地下鉄への階段については移設しないことを前提としてください。
別添 2	<ul style="list-style-type: none"> ・※1 の箇所に既存と同数の自転車駐車を設ける計画があるという認識でよろしいでしょうか。それとも提案範囲内に同数の自転車駐車を確保する必要があるということでしょうか。 ・別添 5 資料の注意書きに、「駅前広場内に自転車駐車等を配置することを検討する。」と記載がございますが、必要駐輪台数は何台でしょうか。また、それは通勤客用でしょうか、それともシェアサイクルなどの駐輪スペースなのでしょうか。 ・別添 5 資料の注意書きに、「駅前広場内に自転車駐車等を配置することを検討する。」と記載がございますが、駐輪場に屋根は必要でしょうか。 ・「（注）駅前広場内に自転車駐車等を配置することを検討する。」とありますが、※1 にも「（既存の自転車駐車の台数を確保する必要がある）」と記載があります。上記 2 つは別の自転車駐車場という事で間違いはないのでしょうか。また、前者の駅前広場内に設ける自転車駐車場の規模はどの程度を想定されていますでしょうか。 	<p>自転車駐車場については、本プロポーザルの提案範囲内に設けることを想定しておりません。</p> <p>なお提案内容を検討するにあたっては、現状の位置のままとしてください。</p>

質問対象	質問事項	回答
別添 5	別添 5 資料に、「隣接エリアの活用も含めた検討を行う」と記載がございますが、「隣接エリア」とは具体的にどこを指すのでしょうか。	「名古屋駅周辺まちづくりの現在の状況」の p13 の図中、青色の破線で囲われた範囲を指します。
別添 2	駅前広場内のリニア関連施設は、どのようなものを想定しておりますでしょうか。また本プロポーザルの提案対象でしょうか。	リニア関連施設については、東海旅客鉄道株式会社が計画するものであり、本プロポーザルの提案対象外とします。 なお、広場のイメージについては、参考資料 5「名古屋駅周辺まちづくりの現在の状況」p.15 をご覧ください。
参考資料 2	委託検討範囲での提案も可能でしょうか。	原則として、提案範囲のみの提案としますが、周辺との関係性等を表現するうえで、提案範囲外の提案することは構いません。
参考資料 2	「平面レベルの限られた空間の中で機能確保を行う」とありますが、具体的に求められる機能はありますか。	別添 5 に示す「顔となる広場の整備」「まちへの動線の確保」「タクシースペースの改善」を指します。
その他	リニア新幹線ホームから西口広場までの動線を示す資料を提供いただけないでしょうか。リニア新幹線ホームからは、現況の改札口を経てコンコースにでるルートで計画されているのか、他のルートを計画されているのか、教えていただけると助かります。	中央新幹線の改札口については、東海道新幹線の北口改札を併用するのに加えて、JRゲートタワーの地下に設置する予定で検討を進めている、と伺っております。これ以外の改札口設置の可能性は無い前提で、提案してください。
その他	名古屋駅周辺トータルデザイン指針（案）や顔づくり検討イメージ図はどこで入手可能か。	名古屋駅周辺トータルデザイン指針（案）については、名古屋駅駅前広場の再整備プラン（中間とりまとめ）p20 をご覧ください。 顔づくり検討イメージ図は以下のページをご参照ください。 https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000127134.html
その他	広場周りの整備（タクシープール等）にあたり、広場の排水勾配を見直す必要はありますか。	詳細については、R4 年度以降実施予定の実施設業務で検討することを想定しております。
その他	2016 年実施の「名古屋駅西側エリア(駅前広場及び乗換空間等)検討業務委託に係るプロポーザル」においてデザイナー・アーキテクトが選出されておりますが、今回のプロポーザルにおけるデザイナー・アーキテクトの立場をお教えてください。（参加資格の有無等、デザイン案の効力等）	平成 28 年度に実施したプロポーザルで選定した設計チームは「名古屋駅駅前広場の再整備プラン（中間とりまとめ）」を取りまとめるにあたってご尽力いただきました。 その後、同プランに記載しております「検討の方向性」や「検討イメージ図」を基に市と関係者で協議・検討を進め、リニア開業時には平面レベルの整備を、リニア開業後に重層的な整備を進めることとしました。 本プロポーザルはリニア開業時にける平面レベルの整備を対象としており、平面レベルのデザイン検討は今回初めて行うものであります。 平成 28 年度に実施したプロポーザルで選定された設計チームは参加資格を有します。

質問対象	質問事項	回答
その他	<p>2016 年実施の「名古屋駅西側エリア(駅前広場及び乗換空間等)検討業務委託に係るプロポーザル」において選出されたデザイナー・アーキテクトによって、デザイン案、予備設計等がなされているかと思いますがその最終成果物と、これまでの「トータルデザイン会議」の議事録や要点まとめ等を開示いただけないでしょうか。</p>	<p>デザイナー・アーキテクトによる成果については、「名古屋駅駅前広場の再整備プラン（中間とりまとめ）」に反映されております。</p> <p>また、トータルデザイン検討会議の要点については、「トータルデザイン指針（案）」、「名古屋駅周辺交通基盤整備方針」、「名古屋駅駅前広場の再整備プラン（中間とりまとめ）」、参考資料5の「名古屋駅周辺まちづくりの現在の状況」に反映されております。</p>
その他	<p>駅前広場における、建築上の制限は何かございますでしょうか。</p> <p>また、都市計画上等、整備時に変わる制限・条件等ございましたら教えてください。</p> <p>例えば、現在、整備範囲は防火地域が設定されていますが、整備時にもその地域設定がそのまま適用されると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>その他、風荷重の計算条件、積雪荷重等の設定がありましたら、お示しください。</p>	<p>都市計画上は椿町線（名古屋西駅前広場）であり、駅前広場のうち一部区域を道路区域に指定しております。リニア開業時における平面レベルでの整備では都市計画や道路区域、防火地域等の変更は予定しておりません。</p> <p>その他、風荷重などについては以下のウェブサイトをご覧ください。</p> <p>https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000000599.html</p>
その他	<p>何か必要な機能・諸室及び面積等あれば教えてください。（店舗や駐輪場など。）</p>	<p>諸室・面積等の条件はございません。その他については、説明書等に記載されている条件をご確認ください。</p>
その他	<p>撤去するものは具体的に教えてほしい</p>	<p>高速バス待合等・交番は提案範囲外に移設（予定）されることを前提としてください。それ以外については、貸与資料をご確認ください。</p>